

令和5年6月定例総会

令和5年6月9日開催

議 事 録

土佐清水市 農業委員会

令和5年度第3回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年6月9日（金） 午後3時00分～午後4時30分
2. 開催場所 土佐清水市役所 二階 第一会議室
3. 出席委員（11人）

| | | |
|------|----|-------|
| 農業委員 | 1番 | 上野 貴生 |
| | 2番 | 野老山卓男 |
| | 3番 | 尾崎 和代 |
| | 4番 | 池田 克彦 |
| | 5番 | 岡崎 直正 |

| | | |
|------|----|-------|
| 推進委員 | 1番 | 安田 泰平 |
| | 2番 | 弘田 好希 |
| | 3番 | 田邊 昌一 |
| | 5番 | 上野 清吉 |
| | 6番 | 坂本 直幸 |
| | 7番 | 宮上 昌三 |

| | | |
|----------|----|-------|
| 欠席委員（2人） | 4番 | 岡田 哲治 |
| | 8番 | 岡田 弘重 |

4. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議について

議案第2号 非農地証明の審議について

議案第3号 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画（評価）について

議案第4号 その他の件について

①次回開催日

5. 農業委員会事務局職員

| | |
|-------------|-------|
| 事務局長兼農林水産課長 | 和泉 政彦 |
| 農林水産課課長補佐 | 和泉 誠 |
| 事務局係長 | 岡崎 正嗣 |
| 事務局員 | 田邊 元寛 |
| 農林水産課農業係 | 中脇 成哉 |

議長
(上野会長)

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、6月定例総会を開会致します。

この際、本日の欠席者につきまして、報告いたします。

本日は岡田弘重委員 岡田哲治委員から欠席の連絡を受けております。

それでは議事に移ります。本日の議題は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議について

議案第2号 非農地証明の審議について

議案第3号 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画（評価）について

議案第4号 その他の件について

以上の審議をお願い致します。

なお、本日の議事録署名委員として

2番 野老山 委員

4番 池田 委員の2名を指名いたします。

それでは議事に移ります。発言の際には挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願いします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議についての審議を行います。担当者より説明を求めます。

事務局岡崎

それでは、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議について、説明いたします。

議案書の1ページから6ページでご確認ください。

1ページから説明を行います。

申請者の氏名等について、譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。

内容は、贈与による所有権移転により許可を求めるものです。

許可を受けたい農地の所在は、記載のとおり2筆あり、地目・現況共に2筆とも田となっており、面積は、合計で690㎡です。申請地の位置は、2～3ページをお願いします。斧積に天満宮の鳥居がありますが、その近くとなります。

農地法第3条第2項の7つの条件について、農地法第3条調書を説明いたします。5ページをお願いします。

農地法第3条第2項第1号の「農地の全部効率利用」に係る確認です。

「全部効率利用」とは、現在所有又は使用及び収益を目的とする権利を有している農地の状況も含まれますので、申請者が借り入れている

農地（田畑）11,495㎡について、農地台帳（必要に応じて現地確認）

で確認を行いました。

申請者は、専業農家で水稲・オクラ・ブロッコリーを栽培し、道の駅等で販売しており、今回贈与を受ける農地については、申請地（斧積字城ノ下 109 番の 1、119 番の 1）では、本申請前から、譲受人が水稲を栽培しており、譲渡人は相続により取得した本申請地の譲受人への所有権の移転を希望しておりました。

第 2 項第 2 号の「農業生産法人以外の法人」の確認です。譲受人は、個人であり該当ありません。

第 2 項第 3 号の「信託の引受けによる権利が取得される場合」について、信託ではないので該当ありません。

第 2 項第 4 号の「農作業常時従事」の確認です。

常時従事日数は、専業農家であるため問題がないと考えます。

営農の継続性ですが、申請者は、農業経験が 7 年を超えている方で、農機具の保有状況は、トラクター、田植え機、コンバイン、管理機を各 1 台ずつ保有しており、申請地を含む面積経営についても問題ないと考えます。

第 2 項第 5 号の「転貸禁止」の確認です。

譲受人が譲り受けた農地は自らが耕作を行うため、転貸にあたりません。

第2項第6号の「地域調和」の確認です。

農薬の使用方法等については、地域でこれまで栽培していた水稻を継続して栽培していく予定であり、近隣農地にも支障が生じないと考えられます。

農地の位置図については、2～3ページをご覧ください。

農地の現況写真については、4ページをご覧ください。

以上の申請を4月25日に受付を行い、関係書類を確認しております。

今回の案件については、弘田委員に現地の確認を行ってもらっています。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いいたします。

弘田 委員

5月8日に事務局と現地確認に行ってきました。

ただいま事務局が説明したとおりです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

岡崎 委員

きれいに作っているようなので、許可してもいいと思います。

議長

(上野会長)

他にありませんか。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

議長

(上野会長)

それでは、次に移ります。

議案第2号 非農地証明の審議について

担当者より説明を求めます。

事務局 岡崎

それでは、

議案第2号 非農地証明の審議について、説明いたします。

議案書の7ページから11ページでご確認ください。

7ページから説明を行います。

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

申請地は、土佐清水市加久見です。登記地目は田、面積は152㎡です。

(位置は、加久見から横道に抜ける道の途中です)

申請理由は、昔は親が耕作していたが、自宅から遠隔地で耕作が不便

であったため、昭和 47 年に減反政策もあり、耕作放棄したところ、竹や雑木が自然繁殖して山林化したため、地目変更したいとのことです。

非農地証明の許可基準（抜粋）で説明いたしますと

- ① 自然災害により災害地等で農地への復旧ができないと認められた土地
- ② 耕作不適當など、やむを得ない事情によって 15 年以上耕作放棄されたため、自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認められた土地
- ③ 人工的に転用した土地で、転用行為から 20 年以上経過しており、その開発行為及び建設行為などで他法令の許可を受けているか受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地などとなっています。

今回は②の『耕作不適當など、やむを得ない事情によって 15 年以上耕作放棄されたため、自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認められた土地』に該当するものです。

位置図については、8～10 ページをご覧ください。

現況写真は、11 ページをご覧ください。

以上の申請を 5 月 2 日に受付を行い、関係書類を確認しております。

| Check | 確認書類 |
|-------|----------------------------------|
| ● | 土地登記簿本【法務局】 |
| ● | 公図の写し（近隣の地目、所有者を記入したもの）【税務課（記入）】 |
| ● | 付近の見取り図【状況により農業委員会で準備】 |
| | その他必要な書類 |
| ● | 現況写真（場合によっては立会必要）【農業委員会】 |

今回の案件については、池田委員に現地の確認を行ってもらっています。

審議のほど、よろしく願います。

議長
上野会長

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があれば願います。

池田委員

5月8日に事務局と現地に行って来ました。50年以上耕作されておらず竹と雑木が生えて農地に復元は、難しいと思います。
審議のほどよろしく願います。

岡崎委員

写真を見る限り竹が生えてこれを復旧さすのは難しいと思います。
非農地に認めてもいいと思います。

安田委員

事務局にお聞きしたいのですが、3月の定例総会に同じ方が出してますよね？なぜこれだけがまた出ているのですか？

事務局 田邊

10ページを見ていただけますでしょうか。1464-甲、1463、1462、1461が3月の定例総会にあがっていた筆です。一筆出し忘れと言う事で今回あがってきました。安田委員が言われるように同じ人です。

議長

(上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第2号 非農地証明の審議について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

議長

(上野会長)

それでは、次に移ります。

議案第3号 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画（評価）について担当者の説明を求めます。

議案第3号 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について説明いたします。

議案書の12ページから19ページでご確認ください。

12ページから説明を行います。

I 農業委員会の状況（令和5年3月31日現在）

「1. 農業の概要」について説明します。

標記の農地面積、農家戸数、農業者数については、直近の2020農林業センサス等を用いて記入をしており、抜粋して説明します。

「耕地面積」（田）380ha、（畑）147ha、計 527ha

「経営耕地面積」（田）236ha、（畑）42ha、（普通畑）21ha、（樹園地）

21ha

「農地台帳面積」は、この2つを足したものになります。

「総農家数」291戸、内訳は記載のとおりです。

「農業就業者数」199人 内訳は記載のとおりです。

「経営数」は、「認定農業者」40人、「基本構想到達者」21人、「集落営農組織」4組織となっています。

認定農業者については、他市町村をまたいで農業をしている広域認定農業者も含んだものです。

「2. 農業委員会の現在の体制」について説明します。

「農業委員」5名、「農地利用最適化推進員」8名で内訳は記載のとおりです。

II 担い手への農地利用集積・集約化

「1. 現状及び課題」については、

「管内の面積」、「これまでの集積面積」、「集積率」は記載のとおりです。

課題も簡単に説明しますが、「高齢化と担い手不足、遊休農地化、大規模な耕作条件改善が進んでいない」ことと記載しています。

「2. 令和4年度の目標及び実績」

「3. 目標の達成に向けた活動」

「4. 目標及び活動に対する評価」については、記載のとおりです
で、ご確認ください。

III 新たに農地経営を営もうとする者の参入促進

「1. 状況及び課題」の「新規参入の状況」令和2～4年度について
記載のとおりです。

課題も簡単に説明しますが、「ここ数年は露地、施設野菜で若い新規参入者が増加したが、令和3～4年度は0人となっており、人材確保

は今後も大切である。」

としております。

「2. 令和4年度の目標実績」については、

先ほど説明しましたが、令和4年度の新規参加者は0人です。

「3.目標の達成に向けた活動」については、

「活動計画」、「活動実績」は記載のとおりですので、ご確認ください。

「4.目標及び活動に対する評価」については、

「目標に対する評価」は、目標は達成できなかったが、就農希望者に対して農地紹介などは実施したとし、

「活動に対する評価」は農地の利用設定等の支援は各委員が積極的におこなったとしております。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

「1. 現状及び課題」

「管内の農地面積」、「遊休農地面積」、「割合」は記載のとおりです。

課題としては、

地域の担い手不足に加え、山間部や狭小農地などの条件不利地の遊休農地化が進んでいる。担い手の確保と共に農地の利用集積を進め、地域の農業全体を効率化していくことが必要である。

また、今後維持が困難な農地の非農地化などの対応も必要である。

としております。

「2. 令和4年度の目標及び実績」

「解消面積」、「解消実績」、「達成率」は記載のとおりです。

「3. 目標達成に向けた活動」

「活動計画」、「活度実績」は記載のとおりです。

農地利用状況調査に伴う意向調査については、調査数33筆、3.3haを実施しております。

「4. 目標及び活動に対する評価」

「目標に対する評価」、「活動に対する評価」は記載のとおりです。

V 違反転用への適正な対応

「1. 現状及び課題」

「管内の農地面積」、「違反転用面積」は記載のとおりです。

通常の監視活動に加え、農地パトロールの充実や市民への開発も引き続きおこなっていきます。

「2. 令和4年度実績」

記載のとおりですのでご確認ください。

「3. 活動計画・実績及び評価」

「活動計画」、「活動実績」、「活動に対する評価」は記載のとおりです。

活動実績では、対象年度により農地パトロール実施時期は異なりますが、毎年と同様の活動をおこなっております。

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

「1.農地法第3条に基づく許可事務」

令和4年度は、5件申請があり、全て許可としています。

具体的な内容は記載していますので、ご確認ください。

「2.農地転用に関する事務（意見を添付して知事への送付）」

令和4年度は、3件実施しています。

具体的な内容は記載していますので、ご確認ください。

「3.農地所有適格化法人からの報告への対応」

報告している4法人は、集落営組織が3組織、一般法人が1社の計4法人です。

具体的な内容は記載していますので、ご確認ください。

「4.情報の提供等」

この項目は、例年同様の記載となっておりますが、具体的な内容は記載していますので、ご確認ください。

VII 地域農業者からの主な

要望・意見及び対処内容

この項目については、要望・意見がありません。

VIII 事務の実施状況の公表等

「1.総会等の議事録公表」、「3.活動計画の点検・評価の公表」はそれぞれホームページでおこなっています。

議長
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

議長
(上野会長)

担い手への農地の利用集積・集約化についてなのですが、実際担い手が少なくて集約ができないというレベルではなく、もう集約することがかなり難しい状況になってると思います。

いくら集約しても、任された担い手にもう能力がなくなっている

現状があるのでそこを是正していかないと、集約が出来ないと

私は思います。なので新規就農者と担い手を探すと言うのであれば

新規就農者の補助金等を活用できれば、農地の集約するとか、

そういう事も出来るんじゃないかと思います。現状新規就農者は、

なかなか見つからないと思います。

現状でもこの一年、二年新規就農者は、市全体でも一人もいないという状況です。まあ現状維持ですが、実際担い手としてお任せできる年代が30代40代、今現在農業をやっている農家10年20年やっている農家さんにまだおまかせをお願いしてる状況なんですけどその農家さんに、もうそれ以上やる余力がないという状況もあるんじゃないかと思います。農業委員会からも農地集約するという課題を出していくとともに、集約する相手、担い手さんに対して能力向上を求めていかないと集約は不可能じゃないかと私は思います。施設園芸等の場合は、人員で何とかしないと出来ない場合があるのですが、広範囲にわたる水稲、水田、畑等、人よりも機械でカバーするケースが多いので実際のところ機械の能力を向上するとか言う方法も定義していかないとダメだと思う。

農地だけ集約していくと、しわ寄せが担い手になっている現状があります。そうすると担い手が今の現状も頑張っているのに、なおかつ農地を集約されて任されると、断ることもできるでしょうけれど、まあ正直大半の人は断らずに出来る所は受けましょうという現状。

例えば機械の大型化が追い付いていない現状がありますので。

国とか助成金とか、そういうことも農業委員会からも言っていない

といけないと思います。

議長
(上野会長)

他にありませんか。

安田委員

先日の雨の事ですが、毎回の事で、被害が出る場所は同じ所だと思
います。

今、市がやっていることは対処法しかないと思います。根本的にどう
にかしていないと、集約したところでまた浸かる。何年間にいぺっ
ん浸かるとなると新しい人、担い手に対してやる気がなくなる。やっ
てもしんどいと思われるのはどうかとおもいます。

計画、アイデアを出すことは出ると思います。

議長
(上野会長)

新規就農者がなぜ出来ないのかの問題定義があるんですけど、はなか
らリスクが高い。収益性が弱くなっているので先が見通せない。
そこに対して災害にあったときの対応を加味してくるとかなり、
リスクが高くなる。普段からの経営体を盤石にすれば、多少なりとも
対応出来るのであれば、新規就農者、担い手も増えてくると思います。

議長
(上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第3号 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画（評価）について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

それでは、

議長
（上野会長）

議案第4号 その他の件について

次回の定例総会は、令和5年7月7日（金）午後3時から

会場は、土佐清水市役所第一会議室にて行います。

その他に何かご意見はございませんか？

ないようでしたら、これで6月定例総会を閉会といたします。